

Question (オープン懸賞を実施する際の当選者の発表方法)

オープン懸賞の当選者の発表を店内のみで実施しようと考えていますが、問題ないですか。また、そもそも当選者の発表は、必ず実施しなければならないのでしょうか。

Answer 当選者の発表を店内のみで行った場合、来店を誘引することになり、取引付随性が認められるため、オープン懸賞には該当しません。

また、当選者の発表方法については、「〇月までに当選者に直接通知（送付）します」あるいは「発表は商品の発送をもって代えさせていただきます」等としても、問題はありませぬ。